第二十三条第一項、第二項、第五項及び第六項	厚年規則	国共規則第百十四条の規定により読み替えられた厚年規則
第二十三条第七項及び第八項並びに第二十四条	厚年規則	国共規則第百十四条の二の規定により読み替えられた厚年規則

第四条　社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法施行規則の特例等に関する省令の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「基礎年金番号（」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五号に規定する個人番号（第三条第二項第二号において「個人番号」という。）又は基礎年金番号（」に改める。

第三条第二項第二号を次のように改める。

二　個人番号又は基礎年金番号

第五条中「」とする」を「」と、同項第二号中「基礎年金番号」とあるのは「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五号に規定する個人番号又は基礎年金番号」とする」に改める。

附　則

この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第三条の規定は、この省令の公布の日から施行し、平成二十七年十月一日から適用する。